

令和2年横審第28号

裁 決  
瀬渡船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官菅生貴繁出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年12月14日10時15分

静岡県神子元島南方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 瀬渡船A

総トン数 14トン

登録長 13.03メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 401キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや前部に操舵室を、その上部にフライングブリッジを、同ブリッジの前部左舷側に舵輪を、舵輪の右側に機関操縦レバーを、操舵室後部に客室をそれぞれ配する最大搭載人員62人のFRP製旅客船兼作業船で、a受審人が単独で乗り組み、令和元年12月14日早朝に瀬渡しした釣り客を収容する目的で、船首0.7メートル船尾2.3メートルの喫水をもって、同日09時30分静岡県下田港を発し、神子元島に向かった。

ところで、神子元島は、静岡県石廊崎南東方に位置し、同島中央部西側に入り江があり、同入り江入口南側に江ノ口左と称する磯釣り場（以下「江ノ口左」という。）が存在し、同釣り場から南方約30メートルのところに、本場4号と称する磯釣り場（以下「4号釣り場」という。）があり、同釣り場と南方約80メートル沖合の黒瀬と称する水上岩との間に南東方に向けて航行可能な水路が形成されていたものの、同水路の南方には黒瀬に加え、青根及びツル根などと称する水上岩が複数存在し、その周囲には干出岩や洗岩などが点在する浅所域（以下「浅所域」という。）が拡張していた。

また、a受審人は、令和元年8月にX社に入社し、当初は他の船長の下で瀬渡し業務の研修を受け、同年10月頃からAに船長として乗船し、単独での同業務に就いていた。

a受審人は、平素、瀬渡しが出発後となるように下田港を出航し、江ノ口左西方沖合でフライングブリッジに移動して操船し、潮流や波浪の状況を目視で確認しながら、各磯釣り場に接岸して釣り客を降ろしたのち、14時頃に釣り客を収容することとしていたところ、当日、静岡地方气象台から下田市に強風注意報が発表されたので、神子元島の気象状況を確認して早めに釣り客を収容することも検討し、前示の

とおりに発航した。

a 受審人は、平素のとおり、江ノ口左西方沖合からフライングブリッジで操船して4号釣り場に向かい、10時13分半少し過ぎ神子元島灯台から247.5度（真方位，以下同じ。）120メートルの地点で、針路を135度に定め、4.0ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a 受審人は、10時14分僅か過ぎ神子元島灯台から223度120メートルの地点に達し、針路を4号釣り場に向く053度に転じた。

針路を転じたとき、a 受審人は、折からの西寄りの強風に加え、強い潮流によって南東方に圧流されて浅所域に接近するおそれがあったが、今まで、多少の風潮流があっても船首を磯釣り場に押し付けるように操船して接岸できたことから、今回も無難に接岸できるものと思いい、4号釣り場への接岸を中止して瀬渡し地点を風潮流の影響が少ない入り江内に変更するなど、同地点の選定を適切に行わなかった。

こうして、a 受審人は、10時14分半少し前神子元島灯台から220.5度110メートルの地点に至り、4号釣り場に船首を押し付ける直前で船首が風下側に振られたので、再度接岸するために機関を後進にかけ、風潮流を左舷側に受けながら舵及び機関を種々使用したものの、浅所域に向かって圧流され、10時15分神子元島灯台から189.5度150メートルの地点において、Aは、船首が017度に向いたとき、5.5ノットの速力で浅所域に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好で、下田市には強風注意報が発表されていた。

乗揚の結果、右舷中央部船底外板に破口、機関に濡損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、神子元島南西方沖合において、下田市に強風注意報が発表された状況下、釣り客を収容する目的で瀬渡し地点に接岸する際、同地点の選定が不適切で、浅所域に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、神子元島南西方沖合において、下田市に強風注意報が発表された状況下、釣り客を収容する目的で瀬渡し地点に接岸する場合、折からの西寄りの強風に加え、強い潮流によって南東方へ圧流されて浅所域に接近するおそれがあったから、4号釣り場への接岸を中止して瀬渡し地点を風潮流の影響が少ない入り江内に変更するなど、同地点の選定を適切に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、今まで、多少の風潮流があっても船首を磯釣り場に押し付けるように操船して接岸できたことから、今回も無難に接岸できるものと思い、瀬渡し地点の選定を適切に行わなかった職務上の過失により、風潮流により浅所域に向かって圧流されて乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月18日

横浜地方海難審判所

審判官 関 昌 芳